《　2026年　6月からの診療報酬改定に関わる掲示　》

うえだはらライフクリニック

2026年6月からの診療報酬改定に関して、厚生労働省により掲示が定められた項目は以下の通りです。

生活習慣病管理料Ⅱ（毎回あるいは4ヶ月に1回）

高血圧症・脂質異常症・糖尿病を主病として通院されている患者様には、血圧や体重等の個々に応じた目標設定の他、食事・運動に関する指導、検査結果等を記載した『療養計画書』を患者様との同意のもと作成し、
より実効性のある疾患管理を行ってまいります。

尚、患者様の状態に応じ医師の判断のもと、28日以上の長期処方あるいはリフィル処方を行う場合がございます。

一般名処方加算

医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方を実施しています。
一般名とは、商品名ではなく成分名で表示することです。
この対応により供給不足の商品があっても有効成分が同じ複数の薬が選択できるため、薬を安定して受け取ることができます。

電子的診療情報連携体制整備加算　2

2026年6月1日より　初診時9点　再診時2点　を加算させていただいております。

- 診療報酬のオンライン請求を行っています。
- 診療内容の明細書を無償で発行しています。
- マイナ保険証でのオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- オンライン資格確認で取得した情報を診察室等で閲覧または活用できる体制を有しています。
- マイナ保険証利用率30%以上を有しています。
- マイナポータルの医療情報等に基づき患者様からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
- 医療DX推進の体制に関する事項および、質の高い診療を実施するために必要な情報を十分に取得・活用して診療を行っています。
- 電子処方箋を発行する体制または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録し、体制が整備されています。
- 厚生労働省［医療情報システムの安全管理に関するガイドライン］に準拠した体制が整備されています。

在宅患者訪問診療料Ⅰ及びⅡ

在宅時医学管理料・施設入居時医学管理料